盛岡市社会教育委員会議開催のお知らせ

令和８年度第２回盛岡市社会教育委員会議を次のとおり開催します。

令和８年 10 月 21 日

盛岡市社会教育委員会議

１　開催日時

令和８年 11 月 19 日（木）午後２時 00 分から

２　開催場所

盛岡市役所都南分庁舎３階　研修室（盛岡市津志田 14 地割 37 番地２）

３　内容（予定）

(1) 議事

ア　令和９年度　社会教育行政の基本方針と主要施策について

イ　令和９年度　文化財行政の基本方針と主要施策について

ウ　令和９年度　社会教育関係団体への補助金の交付予定について

エ　第４次もりおか子どもの読書活動推進計画の策定について

オ　社会教育・文化財行政への提言について

(2) その他

４　傍聴定員

10 名

５　傍聴の可否及び手続

(1) この会議は、傍聴することができます。

(2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後１時 50 分までに会場においでください。

(3) なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。

受付時間は午後１時 30 分から１時 50 分です。

(4) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。

６　問い合わせ先

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課　電話 019-639-9046

盛岡市社会教育委員会議傍聴要領

盛岡市社会教育委員会議

1　傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、社会教育委員会議の議長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

(3) 会議予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2　会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。

(2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。

(3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。

(4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。